

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道車両・船舶：特定2年未満案件） 手続細則</p> <p>平成13年4月1日 01 - 制度 - 00024 沿革 <u>平成27年11月16日</u> 一部改正</p>	<p>貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道車両・船舶：特定2年未満案件） 手続細則</p> <p>平成13年4月1日 01 - 制度 - 00024 沿革 <u>平成26年12月19日</u> 一部改正</p>	
<p>貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約書及び貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「貿易一般保険包括保険（設備財）特約書」という。）の対象となる契約（以下「対象契約」という。）のうち、別表1に定める一の契約に該当するもの（以下「特定2年未満案件」という。）に係る手続については、次に定めるところによる。</p>	<p>貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約書及び貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「貿易一般保険包括保険（設備財）特約書」という。）の対象となる契約（以下「対象契約」という。）のうち、別表1に定める一の契約に該当するもの（以下「特定2年未満案件」という。）に係る手続については、次に定めるところによる。</p>	
<p>第1条 （略）</p>	<p>第1条 （略）</p>	
<p>（対象契約の内容変更等の通知） 第2条 保険契約者は、被保険者が約款第22条第1項又は貿易一般保険包括保険（設備財）特約書第6条第1項の規定に基づき対象契約に内容変更等（別表3に掲げる「対象契約の重大な内容変更等」を含む。以下同じ。）を行ったことを通知するときは、約款第22条第1項又は貿易一般保険包括保険（設備財）特約書第6条第1項に定める期限までに、<u>申込書</u>に当該変更の内容を収録したOCRシート（<u>2100</u>）又はF/Dを添付し、本店等に提出するものとする。</p>	<p>（対象契約の内容変更等の通知） 第2条 保険契約者は、被保険者が約款第22条第1項又は貿易一般保険包括保険（設備財）特約書第6条第1項の規定に基づき対象契約に内容変更等（別表3に掲げる「対象契約の重大な内容変更等」を含む。以下同じ。）を行ったことを通知するときは、約款第22条第1項又は貿易一般保険包括保険（設備財）特約書第6条第1項に定める期限までに、<u>別紙様式第1による貿易一般保険包括保険（設備財）変更通知書</u>（以下「変更通知書」という。）に当該変更の内容を収録したOCRシート（<u>2100</u>）又はF/Dを添付し、本店等に提出するものとする。</p>	
<p>第3条 （略）</p>	<p>第3条 （略）</p>	
<p>（一般案件手続細則へ移行する場合） 第4条</p>	<p>（一般案件手続細則へ移行する場合） 第4条</p>	

新	旧	備考
<p>第1項（略）</p> <p>2 保険契約者は、第2条第1項の変更により当該案件が特定2年未満案件に該当しなくなった場合には、<u>申込書</u>に当該変更を証する書類及び当該案件に係る対象契約を証する書類を添付して本店等に提出するものとし、以降の保険手続は一般案件手続細則により行うものとする。ただし、内容変更等が船積期日の延期のみ又は最終対価の確認日の延期のみに該当する場合であって、約款第22条第3項の規定に基づく承認申請を要せずに内容変更等の通知を行うときは、当該変更を証する書類及び当該案件に係る対象契約を証する書類の提出を要さないものとする。</p>	<p>第1項（略）</p> <p>2 保険契約者は、第2条第1項の変更により当該案件が特定2年未満案件に該当しなくなった場合には、<u>変更通知書</u>に当該変更を証する書類及び当該案件に係る対象契約を証する書類を添付して本店等に提出するものとし、以降の保険手続は一般案件手続細則により行うものとする。ただし、内容変更等が船積期日の延期のみ又は最終対価の確認日の延期のみに該当する場合であって、約款第22条第3項の規定に基づく承認申請を要せずに内容変更等の通知を行うときは、当該変更を証する書類及び当該案件に係る対象契約を証する書類の提出を要さないものとする。</p>	
<p>第5条～第6条（略）</p>	<p>第5条～第6条（略）</p>	
<p>（保険契約の訂正等）</p> <p>第7条 保険契約者は、申込時又は内容変更等の通知時における<u>申告内容</u>を訂正しようとするときは、<u>内容変更等通知期限までに、申込書</u>に当該訂正の必要性を証明する書類及び当該訂正の内容を収録したOCRシート（<u>2 1 0 0</u>）又はF/Dを添付し、本店等に提出するものとする。<u>ただし、日本貿易保険が当該訂正に関する追加の書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく当該追加書類を提出するものとする。</u></p>	<p>（保険契約の訂正等）</p> <p>第7条 保険契約者は、申込書又は変更通知書記載事項の誤記を訂正しようとするときは、<u>別紙様式第1-1による貿易一般保険包括保険（設備財）訂正申請書</u>に当該訂正の必要性を証明する書類及び当該訂正の内容を収録したOCRシート（<u>2 1 0 0</u>）又はF/Dを添付し、本店等に提出するものとする。</p>	
<p>第8条～第26条（略）</p>	<p>第8条～第26条（略）</p>	
<p>（電子情報処理組織を使用した申込等）</p> <p>第27条 この細則に規定する手続について電子情報処理組織を使用して行う場合は、日本貿易保険が別に定めるWEB申請サービスの利用について（平成18年12月4日 06-制度-00039）によるものとする。</p> <p><u>附 則</u></p>	<p>（電子情報処理組織を使用した申込等）</p> <p>第27条 この細則に規定する手続について電子情報処理組織を使用して行う場合は、日本貿易保険が別に定める「<u>WEB申請サービスの利用について</u>」によるものとする。</p>	

貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道車両・船舶：特定2年未満案件） 手続細則・新旧対照表

新	旧	備考
<u>この改正は、平成27年11月30日から実施する。</u>		
別表1～別表6（略）	別表1～別表6（略）	